

<資料>

2016年度 島根大学法政研究会実施報告

島根大学法政研究会は、法経学科法学分野および法務研究科の教員、ならびに人文社会科学研究科法経専攻法政コースの大学院生・研究生を主な参加者として、年5～6回のペースで開催されている。2016年度の活動報告は以下のとおりである。

なお、報告要旨は、報告者自身が作成したものを中心として掲載しているが、事務局の責任で多少の改変を加えた箇所があることをお断りしておく。

(法政研究会事務局・黒澤 修一郎)

第1回 2016年7月27日

谷口 智紀 (税財政法)

「役員給与等と損金算入の可否」

【報告要旨】

現行法人税法34条1項は定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与の3種類の役員給与の損金算入を規定する一方で、2項は「不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額」の損金不算入を規定している。役員給与の額が適正かどうかを判断する場合、比較対象となる類似法人の抽出及び金額の選定方法の妥当性が問題となる。本報告では、東京地裁平成28年4月22日判決（東京地方裁判所平成25年（行ウ）第5号法人税更正処分取消請求事件）を素材に、役員給与等の損金算入のあり方を明らかにした。

出席者 7名

【教員】 洪濟植、永松正則、大庭沙織

[学生] 宮本美佐子、吾郷光洋、松尾祥平、郭小姫

第2回 2016年11月30日

陰山 比佳梨（人文社会科学研究所・行政学）

「議会評価の課題と展望——議会基本条例を中心に——」

【報告要旨】

議会基本条例とは、議会の活動理念や活動の仕組みを規定するものである。議会基本条例制定の流れは2006年5月の北海道栗山町議会から始まり、10年が経過した。2015年6月議会の時点でこの条例は全国で700本を超えており、「普遍化」の段階とも言われている。また、議員の改選を経た議会もあり、見直しの段階にも入っていると言われている。見直しを行うためにも、議会評価が大切になると考えられるが、それに関する研究は少ない。また、条例の中で議会評価を規定しているか否かについても明らかになっていない。そこで、まずは評価の実態を調べる必要がある。そこで、本報告ではまず議会評価の有無や評価の手法、また条例の内容について調査を行った。その対象は全国の都道府県及び市である。そして、議会評価の方法や条例との関係に着目し、議会評価を分類した。その後、先進自治体とそうではない自治体の差やその要因について検討した。

小野 友弥（人文社会科学研究所・税財政法）

「法人税法における無償取引課税に関する一考察—法人税法22条2項における無償取引課税の課税根拠とその中で低額取引の取り扱いについて—」

【報告要旨】

今日、日本国憲法制定から実に70年近い時が過ぎ、租税に関する諸法律は、幾度かの法律の改正や現行法の中で行われた裁判などによって、その意

義や規定がより明確になり、少しずつ安定化してきている。その中で、一般に私人間における取引において、私的自治の原則に基づき無償取引は自由に行うことができるが、その無償取引に対して、租税法に基づき税が課される場合がある。法人の取引に対する無償取引課税の規定が織り込まれている法人税法22条2項では、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けなどの無償取引からも収益が生じ、これらも22条1項の「益金」を構成するものと解釈されている。しかし、これらの無償取引からもなぜ収益が発生しうるのかについては、その意義や根拠が条文上でははっきりと明示されておらず、この規定をどう解釈するのかについて、この規定が制定された当初から様々な議論が繰り返されてきた。本報告では、法人税法における無償取引の問題についてその意義や課税根拠を明らかにしていくことにより、どのような場合に無償取引に対する課税が行われるのかを検討した。さらに、無償取引課税規定が、低額譲渡等の低額取引に対しても適用されるべきかを租税法律主義の視点から検討した。

松尾 祥平（人文社会科学研究科・税財政法）

「青色申告に係る理由の差替えの制限について」

【報告要旨】

わが国では、国税において申告納税制度を採用しているが、同制度では第一次的には納税者が自らの責任で計算する帳簿に基づいた申告によって納税額が確定する。一方で、租税行政庁はまた、税務調査を経て、納税者の申告した納税額が間違っていた場合や税法の解釈が異なっていた場合、更正処分をし、納税者による申告がなかった場合に決定処分をして、第二次的に納税者の納税額を確定することができる。とりわけ青色申告制度における更正処分等を行う場合、争点明確化機能及び処分適正化機能のため、それらの通知書には処分理由が付されなければならない（法人税法130条2項、所得税法155条2項）。本報告の目的は、更正・決定処分が行われた場合に、それらの

通知書に附記されている処分理由が訴訟の段階で追加、あるいは変更される理由の差替えの問題について、理由の差替えの制限される基準について検討し、処分理由の同一性及び基本的課税要件事実の同一性の議論を検証することである。

出席者 12名

〔教員〕 嘉村雄司、谷口智紀、毎熊浩一、大庭沙織、黒澤修一郎

〔学生〕 宮本美佐子、吾郷光洋、矢野玲子、山邊大介、栗井辰也、
山田深布、今井良基

第3回 2016年12月7日

栗井 辰也（人文社会科学研究科・税財政法）

「所得税法37条1項に規定する必要経費該当性の判断基準をめぐる
問題の研究－一般対応の必要経費における直接的業務関連性の検討
を中心に－」

【報告要旨】

必要経費とは、収入金額の獲得のために投下された費用の総称であり、所得税の課税所得を算出する過程において控除されるものである。所得税法37条は、事業所得、不動産所得、山林所得、および雑所得について、各所得金額の計算上、その年中の総収入金額から控除される必要経費について規定している。同条制定の際、業種・業態の多様化に対応し、投下資本の回収に相当する部分を漏れなく控除することができるよう、必要経費に算入できる金額として、「これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接要した費用の額」と「その年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用の額」と包括的に規定していることから、実務上、その解釈・適用上の問題が生じている。特に、一般対応の必要経費について、これまでの裁判例の多くで課税庁は、所

得を生ずべき業務との直接的業務関連性を必要とすると主張してきたが、個別対応の必要経費と異なり、一般対応の必要経費における直接的業務関連性については明文で規定されていない。本報告では、租税法律主義の視点から同条にいう必要経費の判断基準を明らかにし、直接的業務関連性の要件を付加する見解の問題点を指摘した。

山邊 大介（人文社会科学研究科・税財政法）

「同族会社の行為計算否認規定に関する一考察—二重課税問題と対応的調整規定について—」

【報告要旨】

租税回避とは一般に、私法上の選択可能性を利用し、私的経済取引プロパーの見地からは合理的理由がないにもかかわらず、通常用いられない法形式を選択することによって、結果的には意図した経済的目的ないし経済的成果を実現しながら、通常用いられる法形式に対応する課税要件の充足を免れ、もって税負担を減少させあるいは排除することである、と定義されている。租税回避は課税の公平を歪めるものであることから、租税法は租税回避の否認規定を設けて、租税回避を排除している。例えば、同族会社においては少数の株主等に支配されているため、租税負担を不当に減少させる行為等が行われやすいことに鑑み、税負担の公平を維持するため、法人税法132条に同族会社の行為計算の否認規定を置き、正常な行為または計算に引き直して当該会社に係る法人税の更正または決定を行うことを税務署長に認めている。しかし、法人税法132条は、租税負担を「不当に減少」という不確定概念を用いており、どのような行為等が同規定の適用対象となるのか明確ではない。さらに、同族会社において法人税の増額更正処分があった場合、その相手方たる株主等の所得税等の税額の調整を行わないと、当該同族会社との間での二重課税となる問題が指摘されるようになり、平成18年改正において法人税法132条3項（対応的調整規定）が規定されることとなった。本報告

では、同族会社の行為計算否認規定の適用に係る問題点を取り上げ、学説、裁判例を整理する。そのうえで、法人税法132条3項の対応的調整規定が、租税法律主義のもと、いかに解釈され、適用されるべきかを検討した。

出席者 12名

[教員] 嘉村雄司、谷口智紀、大庭沙織、黒澤修一郎、高橋正太郎

[学生] 宮本美佐子、矢野玲子、吾郷光洋、山田深布、今井良基、
小野友弥、松尾祥平

第4回 2016年12月14日

本田 正美（島根大学戦略的研究推進センター）

「期日前投票所の拡大及び共通投票所の設置の課題と展望」

【報告要旨】

2016年4月の公職選挙法改正によって、期日前投票所の拡大及び共通投票所の設置が可能となった。この共通投票所の導入は、準備期間が短く、専用回線の整備などが必要なことから、先の第24回参議院選挙では全国で4自治体での開設に止まったとされている。本報告では、全国の選挙管理委員会に対して島根大学とパイプドビッツ社が共同して行ったアンケート調査をもとに、共通投票所の設置が広がらなかった原因を探り、期日前投票所の拡大と合わせて、その課題と展望を論じた。

出席者 4名

[教員] 嘉村雄司、毎熊浩一、黒澤修一郎

[学生] 呉奮